

【インドネシア政府による追加的な入国規制措置(KITAS・KITAP の日本での延長手続きの変更)】

令和2年4月3日(総20第47号)
在デンパサール日本国総領事館

- 暫定一時滞在許可(KITAS)・定住許可(KITAP)の保持者は、インドネシア政府による外国人の入国禁止措置の例外となっていますが、インドネシア国外滞在中に、KITAS・KITAPの有効期限が切れてしまった場合の取り扱いについて、4月3日夕刻、入国管理総局から新たな方針の説明がありました。これまでのご案内と異なる点がありますので、ご注意ください。
- 説明によれば、インドネシア国外ではKITAS・KITAP自体の延長はできません。しかし、インドネシア国外で再入国許可を延長することで、インドネシアに入国後にあらためてKITAS・KITAPの延長を行うことができます。
- 手続きについては、インドネシア在住の各スポンサーあるいは保証人と相談しながら進めて下さい。

1 4月1日付けの領事メール(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100039023.pdf>)でお知らせしたとおり、インドネシア政府は4月2日から、一部の例外を除き、全ての外国人のインドネシアへの入国及びインドネシアでの航空便乗り継ぎ(トランジット)を禁止しました。

2 暫定一時滞在許可(KITAS)・定住許可(KITAP)保持者はこの禁止措置の例外とされています。インドネシア出国後に、KITAS や KITAP の有効期限が切れてしまった場合の取り扱いについて、在インドネシア日本国大使館より、4月2日に更新した新型コロナウイルス対策に係るインドネシア政府の入国規制(よくある御質問:FAQ)にてご案内したところですが、4月3日夕刻、入国管理総局から以下のとおり新たな方針について在インドネシア日本国大使館に説明がありました。変更点がありますので、ご注意ください。

(1)KITAS あるいは KITAP の保持者がインドネシア国外に滞在中に、その有効期限が切れた場合、インドネシア国外では、KITAS あるいは KITAP 自体の延長手続きはできません。

(2)しかし、インドネシア国外滞在中に KITAS あるいは KITAP の有効期限が切れた場合、再入国許可(Re-Entry-Permit)を延長することで、インドネシア再入国後に KITAS あるいは KITAP の延長手続きを行うことができます。

(3)具体的な再入国許可延長の手続きとしては、KITAS あるいは KITAP 保持者のイ

インドネシア在住スポンサーあるいは保証人 (penjamin) が法務人権省入国管理総局に本延長の申請を行います。その後、再入国許可延長の指示が入国管理総局から在日本のインドネシア在外公館に送付され、KITAS あるいは KITAP 保持者の再入国許可が延長されます。そして、KITAS あるいは KITAP 保持者がインドネシアに再入国した後、KITAS あるいは KITAP の延長手続きを行うこととなります。

(4) 手続きは、インドネシア在住の各スポンサーあるいは保証人と相談しながら進めて下さい。